

※先月ご案内させていただきました「インターネットによる予約」のQRコードに誤りがありました。
深くお詫び申し上げますとともに、インターネットにてご予約される際は今回のチラシのQRコードをご利用ください。

【QRコード訂正】令和6年度 確定申告書及び 市民税・県民税申告書作成相談会のご案内

会 場：佐倉市立中央公民館（佐倉市鐺木町198番地3）
開催期間：令和7年2月18日～3月14日まで（土・日・月を除く）
時 間：9：30～15：30
内 容：対面で申告書の作成補助を行います

申込方法

往復はがき、又は、インターネット（予約システム）による「事前予約制」です。
裏面の申込要件をご確認の上、予約してください。
電話・窓口での予約はできませんので、ご注意ください。

■往復はがきによる予約 ※時間は指定できません。

氏名、住所、電話番号、希望日（第3希望まで）、同時に予約したいかたがいる場合はそのかたの氏名（同一世帯のかた1人まで）、返信用宛名を書いて、

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 市役所市民税課へ。

受付期間 12月16日（月）～1月20日（月）（必着。受付期間外に届いたものは無効）

【往復はがきの書き方】

往信面

切手マークが青色

■ 往信宛名面 〒285-8501 佐倉市 海隣寺町97番地 佐倉市役所 市民税課 確定申告 相談会担当	ここには 何も記入 しないで ください
--	--

返信面

切手マークが緑色

■ 返信文面 ご自分の 氏名、住所 を記入して ください	・氏名・住所 ・電話番号 ・希望日 （第3希望まで） ※同時に予約した いかたがいる場合 はそのかたの氏名 （同一世帯のかた 1人まで）
--	---

■インターネットによる予約 ※時間を指定できます。

市ホームページ（右記QRコード）から希望の日程を予約してください。

受付期間 1月31日（金）午前9時から相談希望日の3日前まで（先着順）

※先月の回覧資料のものではなく、今回のQRコードを読み取ってください ⇒



裏面もご覧ください

相談会の申込要件

確定申告書の作成相談をご希望のかたは一定の要件があります。

下記のチェックリストで全ての要件を満たしていることを確認してからお申込みください。

（市民税・県民税申告書の作成の場合は所得、控除の種類の要件はありません。）

- ☐ 令和7年1月1日時点で佐倉市に住民票がある
- ☐ 給与や公的年金以外の収入はない
※業務雑所得（報酬等）やその他雑所得（解約返戻金等）があるかたも作成できません
- ☐ 住宅借入金等特別控除の申告（年末調整済みのものを除く）はない
- ☐ 雑損控除の申告はない
- ☐ 外国税額控除の申告はない
- ☐ ふるさと納税以外の寄附金控除の申告はない
- ☐ 営業、農業、不動産、利子、株式、配当、山林、譲渡、一時、退職所得に関する申告はない
- ☐ 先物取引の申告はない
- ☐ 贈与税、消費税の申告はない
- ☐ 準確定申告（亡くなられたかた・国外に転出されるかたに係る申告）ではない
- ☐ 令和5年分以前の申告ではない（令和6年分以外の申告はできません）
- ☐ 繰越損失の申告はない
- ☐ その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告はない
- ☐ 当日、医療費控除の明細書は事前に作成したものを持参できる
（明細書は、対象者ごとに受診した医療機関とその医療機関に支払った金額をまとめる必要があります）

申告書の提出のみのかたへ

開催期間中、館内の収受会場では、予約不要で「作成済み申告書」の提出を受付していますが、以下の点にご留意ください。

① 「控え」には収受印を押印しません

税務署の運用に従い、今回から確定申告書等の税務署提出書類の「控え」には市の収受印を押印しません。税務署提出の申告書の控えはお持ちにならないようお願いします。

② その他

- ・医療費控除については、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。（領収書は不要）
 - ・提出窓口では、提出のみのかたの相談に応じることができませんので、疑問点等は税務署に確認してからご来場ください。
- （成田税務署 Tel 0476-28-5151）